

## 白山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新たに市立図書館の資料を確保し、図書サービスの充実を図るため、雑誌スポンサー制度の実施に関し、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号。以下「要綱」という。）及び白山市有料広告掲出基準（以下「基準」という。）の規定を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、広告を掲出させたい者が自ら提供する雑誌のカバー等に広告を掲出させ、白山市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を配架することをいう。

2 この要領において「雑誌スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度により図書館へ雑誌を提供する者をいう。

3 この要領において「広告」とは、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架に掲出する雑誌スポンサーの名称及び雑誌を提供した旨の表示並びに雑誌カバーの裏面に発信させる雑誌スポンサーの情報のことをいう。

### (要件)

第3条 白山市税に滞納がある場合は、雑誌スポンサーとなることができないものとする。

### (募集の案内)

第4条 教育委員会は、雑誌スポンサーの募集に当たり、雑誌スポンサーの候補者に対して個別に案内をすることができるものとする。

### (表示ラベル等の規格)

第5条 雑誌スポンサーの名称等を掲出する雑誌カバーの表示ラベルの規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 表示ラベルの大きさ 縦4cm以内、横13cm以内
- (2) 表示ラベルの色 地色は白色、文字は黒色
- (3) 貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部

2 前項の規定による広告は、雑誌カバーに収まる大きさとし、雑誌スポンサ

一が片面印刷で作成したものを使用する。

3 雑誌架に掲出する表示ラベルの規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 表示ラベルの大きさ 縦4cm以内、横13cm以内

(2) 表示ラベルの色 地色は白色、文字は黒色

(3) 貼付位置 雑誌架陳列台又は扉の中央下部

(掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として教育委員会が掲出を決定した日の属する月の翌月初日から最初の3月31日までとする。

2 前項の掲出期間の更新について期間満了の3か月前までに教育委員会又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に期間を1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者(以下「申込者」という。)は、図書館が作成した雑誌リストから提供を希望する雑誌を選定し、白山市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に広告原稿案と会社概要を添えて、教育委員会に申込みものとする。

2 前項の規定による広告の内容、デザイン等の経費は、申込者が負担するものとする。

(決定等)

第8条 教育委員会は、前条に規定する申込みがあったときは、要綱第7条第1項の規定を準用して広告掲出の可否を決定し、白山市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、雑誌スポンサーの申込みが募集の枠数を超えたときは、次に掲げる順位により雑誌スポンサーを決定するものとする。

(1) 国、政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 市内に主たる事業所、営業所又は店舗等を有する企業及び個人であるもの

(3) 前2号のいずれにも該当しないもの

3 提供を希望する雑誌が重複したときは、前項によるもののほか、申込日の

早いものを優先とする。ただし、当該申込日が同一である場合は、抽選によるものとする。

4 第1項の規定による通知を受けた申込者は、教育委員会が指定する期日までに広告を提出しなければならない。

5 図書館は、雑誌スポンサー及び提供する雑誌の名称を図書館のホームページで公開できるものとする。

(雑誌の納入方法)

第9条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサー又は雑誌スポンサーが指定する書店等が提供先の図書館に納入するものとする。

2 納入期限は、雑誌の発売日の正午までとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第10条 図書館に提供する雑誌の購入代金は、全額を雑誌スポンサーの負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(雑誌の所有権)

第11条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、白山市に帰属するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供された雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の取扱いをするものとする。

(雑誌が休廃刊となった場合の措置)

第12条 雑誌スポンサーから提供された雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振替えることができるものとする。

(雑誌が不明となった場合の措置)

第13条 雑誌スポンサーから提供された最新号の雑誌が不明となった場合は、図書館が当該雑誌を購入して配架するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 雑誌スポンサーは、掲出期間中、1年間に対して4回の限度で広告内容等の変更を行うことができるものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りではない。

2 前項の変更を希望するときは、第7条の規定を準用する。

(決定の取消し)

第15条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーへの催告その他の手続きを要することなく雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 納入期限までに当該雑誌の納入がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適切でないと認めたとき。

(責務等)

第16条 雑誌スポンサーは、掲出された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、掲出された広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利の処理が完了していることを教育委員会に対して保証しなければならない。

3 広告に関連する苦情や損害賠償請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において対処することとする。

(その他)

第17条 この要領の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。